

平成 24 年 10 月 26 日

法務省刑事局御中

特定非営利活動法人 交通事故後遺障害者家族の会

意見陳述人 被害者家族A

第1 はじめに

今回は、自動車運転による死傷事犯に対する罰則整備の在り方について、本会の意見聴取の機会を提供して頂いたので、交通事故被害者重度障害者が多数いる本会の複数の会員が求めている処罰の厳罰化について意見を申し上げます。またこの機会に事故防止の視点と、被害者の正当な救済がなされる視点の意見も述べさせていただきます。

第2 処罰の厳罰化に関する意見陳述

本会では交通事故で重度の後遺障害を負った被害者が多い立場から加害者の処罰について、現在よりも厳しい処罰の出来る制度の改正を求めます。

- 1) 交通事故加害者の処罰が軽過ぎて悪質交通事故が絶えず、善良な国民の生活が脅かされています。被害者の人権と損害や人生を交通事故から守ってください。交通事故の原因の中には運転中にナビゲーションを見ている間の事故や携帯電話中の事故等の無責任な運転が増加しています。交通事故を「故意がない」と判断し処罰を軽くされる現状では、運転に専念し責任ある行動を取らない運転手が増えてしまいます。重大な被害結果を起した無責任な運転手に対して執行猶予のない、罰金刑のみではないその結果を反映した処罰として実刑を増やしてください。
- 2) 漫然と運転して事故を起してもなんら処罰の痛みを受けない加害者に対して重度障害被害者とその介護を余儀なくされた家族は一生涯苦しみ続けています。本来の生活を失い生命維持の為被害者の喉に開けたカニューレと呼ぶ呼吸用の孔から1日に何十回も痰の吸引を要す

ること、また頭部外傷に起因するてんかん発作の対応など、安心して寝る事も出来ない日々を過ごすほかない実情です。痰吸引の度に顔を真っ赤にして身体中が硬直する痛みを生涯受け続けます。重度障害被害者は、食べたい物も食べられず、動きたくても動けず褥瘡が出来、関節可動領域が狭くなり常に身体の痛みを感じています。事故により突然将来を奪われた重度障害者は動けない身体という牢獄に置かれ、「自由に生きる喜び」から「自由に動く事さえ出来ない身体で痛みを受けながら生きる苦しみ」の中で生涯を過ごさなければなりません。介護中は治療の痛みから介護者を突然殴り、介護者の腕や指を歯形が出来る程強く噛む事もあります。今迄、両親が頑張って立派に育て、本人も頑張ってきた知識や人格は破壊されています。被害者家族は、国に加害者の厳罰を訴えたくても時間的にも体力的にも精神的にも、その余裕さえない日々を過ごしています。被害者重度障害者の「一生涯続く過酷な生活の中で生きていく苦しみ」についてご理解を頂き、人格を破壊される被害の大きさを処罰の厳罰化に最大限考慮して頂けるようお願いいたします。

3) 加害者の処罰の重さは被害者と家族の苦しみに見合わず、不公平で人権軽視の罰則になっていると思います。障害者1級の被害を受けた場合に、その中には知識障害者としてパラリンピックに参加出来るような第2の人生を歩める方もいますが、重度脳障害を受け言いたい事を伝える能力さえも奪われた事案について重度脳障害者の家族の立場から加害者の処罰について特段の厳しい配慮をお願いします。

4) 加害者が警察の供述調書作成時や刑事裁判の尋問の際に反省の態度を示したとしても、本当に反省しているか分かりません。刑事裁判に際し、裁判官の前で加害者は、「今後謝罪に伺います。」と誓いました。刑事裁判の判決文には、反省しているので情状酌量する旨の文面がありました。しかし刑事裁判が終わった後、加害者は謝罪に訪れた事はありません。加害者の本当の反省が分からない不明確な項目を処罰の判断基準に含めないでください。また第三者が賠償支払いの年利に応じて介護費用の一部が支払われても被害者の生涯分の介護費用は賄えません。被害者と被害者家族は「元の健康な身体」が唯一の希望であり、加害者が起した罪の重さをそれらの事情から軽くせず事故検証結果と事故被害の重大性から処罰の判断基準

にしてください。加害者が無保険者や、全く反省のない態度を示す場合には特段の厳しい処罰をお願いします。刑事処罰に関し痛みを伴わない執行猶予付きではなく、被害者が重度の後遺障害を負った場合には加害者に対して被害者の痛みを少しでも償う意味で実刑にしてください。

第3 事故を未然に防ぐ手段に関する意見陳述

1) 処罰の厳罰化は、増加している無責任な運転手に対して警告を鳴らす為にも重要です。人を傷つけた時に罰金刑や執行猶予で済まされない重大な事であると認識させる事は事故を未然に防ぐ事に繋がります。

2) 加害者は保身の為に供述に際し、度々嘘をつくために、目撃者もない事故で嘘を見抜けない場合に、被害者は無実の過失責任を負わされます。声の出せない被害者に無実の過失責任を負わされる懸念改善のため、ドライブレコーダーの普及について関係省庁と話し合いをお願いします。

車輦にドライブレコーダーを搭載する事で運転手の意識向上に繋がると思います。将来的に全車輦にドライブレコーダーの設置が進み、明確な事故解析と無責任運転手を減らして欲しいです。

第4 警察の事故調査方法に関する意見陳述

1) 供述調書の可視化の実現を早急に求めます。警察が加害者の供述調書作成時に思い込みを誘導して書き加える事が無視し得ないほど生じていて、被害者は二次被害を受けています。私たち被害者は事故の真実を求めています。警察の思い込みで供述調書が作成されないようをお願いします。

2) 人身事故による事故検証は、必ず飲酒検査とドラッグ検査を行って下さい。警察の判断で検査をするか決めるのでは表面上気づかずに見過ごす犯罪もあります。特に加害者が飲酒について事故当日と矛盾する証言をした場合、被害者側はずっと疑いの気持ちを持ち続ける事になり立証出来ない悔しさから精神的に辛いものです。警察にしか出来ない正確な検査を怠らな

いでください。

- 3) 本会から伝えたい事件として去る10月20日の新聞(別紙)によると、当事者に不当な圧力を加えて、架空の事実を認めさせています。足利殺人犯冤罪事件、東電OL冤罪事件、この新聞記事にあるような冤罪事件もあります。このような事が2度と起きないように司法制度の改善をお願いします。警察の思い込みから当事者や目撃者から架空の供述をさせて、認めないと拘留を続け、認めると早く解放するという手段が行われないようにお願いします。
- 4) 本会員の話の中に警察や検察で被害者の立場に配慮して頂いたと言う話がある一方で、警察の思い込みにより加害車両の走行速度を誘導して、加害者に供述署名をさせている意見もあります。
- 5) 本会の会員の事件で12歳の少年の供述について、たまたま本人に意見を聞くことが出来た際に、調書は説明した通りに書いてないと説明したのですが法廷での証言は拒否されました。大人の供述に誘導があることに照らすと少年の供述調書の信憑性に疑問が生じます。交通事故の目撃者供述調書に書いてある事実について、尋問が出来ない場合は調書を証拠としないように民事訴訟法の改善を求めます。

今回のヒアリングについて貴重なお時間を割いて頂きありがとうございます。

処罰の厳罰化を求め、また交通事故被害者を1人でも減らしていけるよう宜しくお願い致します。

以上